

# 令和5年厚木市農業委員会1月定例総会議事録

日 時 令和5年1月25日 水曜日 午後1時30分から午後2時45分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13番 山 川 宏 司

農業委員

1番 小 池 よし子

2番 早 川 暁

3番 内 海 則 行

4番 井 上 慎 一

5番 曾 根 義 久

6番 高 澤 友紀子

7番 鈴 木 好 弘

8番 三 橋 澄 夫

9番 清 田 徳 治

10番 大 矢 和 人

11番 湯 舟 武

12番 松 前 進 (会長職務代理者)

事務局出席者 事務局長 専任主幹 主幹兼農地管理係長 都市農業支援担当主幹  
農地管理係主事

## 議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について (報告13件)
- 2 農地法第3条の3の規定による届出について (報告6件)
- 3 農地法第18条第6項の規定による通知について (報告1件)
- 4 時効取得による農地の権利移転又は設定の登記について (報告1件)
- 5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (6件)
- 6 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について (1件)
- 7 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について (2件)
- 8 議案第4号 新規就農者の認定について (3件)
- 9 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について (35件)

<議長>

ただいまの出席委員は13人で定足数に達しております。  
これより、令和5年厚木市農業委員会1月定例総会を開会いたします。  
議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、9番の清田徳治委員、10番の大矢和人委員にお願いいたします。  
本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。  
日程に入ります。  
日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。  
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告申し上げます。

今回報告する対象は、12月13日から1月10日までに受け付けしたものでございます。

それぞれ届出内容を精査しましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理し、受理通知書を交付したものでございます。

それでは、農地法第4条及び第5条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。

法第4条につきましては、7件、11筆、面積は4,395.69平方メートルでございます。

法第5条につきましては、6件、10筆、面積は2,604平方メートルでございます。

法第4条及び第5条の総計は、13件、21筆、面積は6,999.69平方メートルでございます。

届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。  
日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」についてを議題といたします。  
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。  
相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、12月13日から1月10日までに受け付け

しましたものでございます。

それぞれ届出内容を審査しましたところ、適法と認められましたことから、受理通知書を交付しましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は5人、農地の所有権を取得された相続人は6人、筆数は延べ24筆、面積は延べ15,663平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「農地法第18条第6項の規定による通知」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第18条第6項の規定による通知」について御報告いたします。

土地の所在地につきましては愛甲字金地1筆、地目は田、面積は964平方メートルです。

貸人は、愛甲4丁目にお住まいのAさん、借人は、愛甲東2丁目の株式会社B、代表取締役Cさんでございます。

貸人の都合により、令和4年12月31日に合意解約されたものでございます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、「時効取得による農地の権利移転又は設定の登記」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました、「時効取得による農地の権利移転又は設定の登記」について、御報告いたします。

本件につきましては、横浜地方法務局厚木支局において、登記原因を時効取得とし、12月5日付けで所有権移転登記申請がなされた旨の通知があったものです。

対象地は、恩名一丁目2筆、登記地目はともに田、合計面積は1,844平方メートルです。

登記権利者は中町3丁目の学校法人D、理事長Eさん、登記義務者は水引1丁目にお住まいのFさんです。

登記原因日は平成9年2月7日となっており、関係者から事情聴取をした結果、両者の間で使用、管理について合意がなされ、売買予約を原因とした所有権移転請求権仮登記がなされ、登記原因日以降占有していることが確認できましたことから、時効完成事案と判断したものでございます。

所有権移転登記が完了していることから、登記官及び県知事宛て登記事案調査書を提出しましたことを御報告いたします。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

次に、日程5、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は6件でございます。

なお、1番から3番は受人が同一ですので、初めにそれぞれの対象農地及び渡人について説明し、その後、受人について説明いたします。

1番の対象となる農地は、山際字中萩原1筆、登記地目は畑、面積は339平方メートルでございます。

渡人は下川入にお住まいのGさんです。

2番の対象となる農地は、山際字中萩原1筆、登記地目は畑、面積は68平方メートルでございます。

渡人は下川入にお住まいのHさんです。

3番の対象となる農地は、山際字中萩原1筆、登記地目は畑、面積は81平方メートルでございます。

渡人は山際にお住まいのIさんです。

受人は愛川町中津にお住まいのJさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、果樹の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター等。労働力につきましては、本人及び配偶者の2人です。

続いて4番でございます。

対象となる農地は、関口字久保1筆、登記地目は畑、面積は1,077平方メートルでございます。

渡人は下川入にお住まいのKさん、受人は同住所にお住まいのLさん外1人です。

農業経営安定のための贈与による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン等。労働力につきましては、本人、配偶者及び親の3人です。

続いて5番でございます。

対象となる農地は、戸田字鈴木田2筆、登記地目は田及び畑、合計面積は754平方メートルでございます。

渡人は静岡県駿河区西脇にお住まいのMさん、受人は平塚市下島にお住まいのNさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、果樹の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン。労働力につきましては、本人、配偶者及び祖母の3人です。

最後に6番でございます。

対象となる農地は、愛甲字金地4筆、登記地目は全て田、合計面積は3,911平方メートルでございます。

渡人は愛甲4丁目にお住まいのOさん、受人は愛甲東2丁目にお住まいのPさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、水稻及び露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、田植機及びコンバイン等。労働力につきましては、本人及び親の2人です。

対象となる農地のうちの1筆につきましては、利用権の設定がございました。

借人は株式会社B、代表取締役Cさんとして、農用地利用集積計画の決定により利用権が設定されておりましたが、日程3、農地法第18条第6項規定による通知についてで報告させていただいたとおり、12月に賃貸借の合意解約があり、その旨の通知を受理しました。

それに伴い、Cさん個人で、当該農地を売買により取得し、引き続き農業経営を行うものです。

なお、1番から6番の全てにおいて、農地法に規定する農作業常時従事要件及び下限面積の基準を満たしています。

農地法第3条の規定による許可申請の説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

<井上委員>

1番から3番について、経営規模拡大のための売買による所有権移転とのことだが、この後、日程7、議案第3号でも議題になっている農地法第5条の規定による農地転用許可を受け、車両置場及び資材置場として使用するようであるが、このようなことが許されるものなのか。

<専任主幹>

1番から3番の農地につきましては、受人がブルーベリーを栽培するため、農地として利用する

区域となります。

この後、日程 7、議案第 3 号で議題になっている農地転用申請区域につきましては、本件とは全くの別件となります。

<主幹兼農地管理係長>

補足して説明いたします。

説明させていただいたとおり、1 番から 3 番の農地につきましては、受人がブルーベリーを栽培するもので間違いありません。

この後、日程 7、議案第 3 号の 2 番で議題となる農地転用許可申請につきましては、別添同議題の申請地位置図を確認いただくとわかるように、本件 1 番から 3 番の区域については、その隣接地となっております。

なお、1 番から 3 番の区域は、同農地転用許可申請区域の残地部分であり、申請地位置図を確認いただくとわかるように、受人は元々、農地転用許可申請区域の北側隣接地においてブルーベリー栽培をしており、今回、その残地部分がブルーベリー畑と隣接していることから、受人は、本件申請のとおり経営規模拡大のため農地を取得し、区域を拡大しようとするものです。

<井上委員>

わかりました。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 5、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手多数]

<議長>

挙手多数。

よって、日程 5、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、許可することに決しました。

次に、日程 6、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は1件でございます。

対象となる農地は、愛甲西一丁目2筆の一部、地目はともに畑、合計面積は352平方メートルの内245.63平方メートルです。

申請人は愛甲西1丁目にお住まいのQさんです。

本申請は、駐車場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、500メートル以内に愛甲地区市民センターが存する第3種農地です。

申請人は、愛知県小牧市に本社を置き、段ボール製造業を営む株式会社Rから、4月に長谷に新たな事業所を設けるに当たり、社用車及び従業員の通勤車駐車場が必要となったため、事業所から近く、交通の便が良い申請地を貸してほしい旨の要望を受け、今回申請されたものです。

なお、申請地の近くに愛甲小学校がありますが、申請地の出入口部分は通学路に指定されておらず、計画についても事業者から学校に対して説明済みです。

申請地の東側及び西側は畑、南側は水路、北側は道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を北側に幅6メートル設け、敷地内を転圧・整地の上、砂利敷きし、車両10台分の駐車場として利用する計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、東側、西側及び南側にコンクリートブロック擁壁1段から3段積を新設、北側は出入口以外に高さ1メートルの単管パイプ柵を新設する計画となっております。

雨水につきましては、敷地内自然浸透処理する計画となっております。

農地法第4条第6項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程6、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程6、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

次に、日程7、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は2件でございます。

1番でございます。

対象となる農地は、猿ヶ島字片池13筆外49筆、地目は田及び畑、合計面積は35,593.25平方メートルです。

受人は東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目の合同会社S、代表社員Tさん、渡人は猿ヶ島にお住まいのUさん外34人です。

本申請は、所有権移転による特定流通業務施設のための転用許可申請です。

農地区分は、水道管及び下水道管が埋設された幅員4メートル以上の道路に接しており、500メートル以内に2箇所の施術所が存する第3種農地です。

受人は、不動産の賃貸及び管理業を営む法人で、今回、申請地に特定流通業務施設を建設する目的で設立されました。

稼働後は、V株式会社が利用する計画となっております。

V株式会社は、医薬品、化粧品及び食料品等を取り扱っており、神奈川県を中心とした関東エリアに店舗を展開しております。

今回、愛川町中津にある特定流通業務施設を猿ヶ島に移転することにより、在庫品の保管スペースに余裕ができ、販売業者だけでなく、メーカーから直接、安く仕入れることができるようになります。

仕入れコストや配送時間を大幅に縮小することを目的に、圏央厚木パーキングエリアスマートインターチェンジから、約1キロメートルに位置し、交通の便がよい申請地を選定し、今回申請されたものです。

申請区域は田、畑、水路及び道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、東側に幅員12メートルの大型車の出入口を1箇所、幅員5.8メートルの普通乗用車の出入口を1箇所設け、道路及び水路の付替えを行い、特定流通業務施設を建設する計画となっております。

特定流通業務施設の高さは、最大23.98メートルとなっております。

隣接地等への被害防除措置として、出入口以外に最大1.83メートルの鉄筋コンクリート擁壁を新設する計画となっております。

また、計画面積の25パーセントの緑地帯を設ける計画となっております。

雨水につきましては、敷地内に設置する雨水貯留槽に貯め、敷地内にて地下へ浸透処理し、オーバーフロー分が山際川に接続する計画となっております。

汚水につきましては、西側の既存下水道に接続する計画となっております。

なお、敷地内に40トンの防火水槽を1箇所設置する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風について、特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

本申請は、物流総合効率化法に基づく特定流通業務施設の建設であることから、関東運輸局から



10月18日に総合効率計画の認定を受けております。

また、本申請の開発区域の面積が10,000平方メートル以上ですので、県土地利用調整条例及び市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、土地利用調整条例については、1月6日に手続きを終えております。まちづくり条例については現在、手続中となっております。

なお、本案件につきましては、2,000平方メートル以上の農地転用許可申請でございますので、厚木市農業委員会事務処理申合せ事項により、7月21日及び11月4日、役員及び地元農業委員と事務局職員で現地確認を行っており、事業者から計画の説明を受けております。

その中で下流部分の水路について意見がありましたが、調整が終了し、入之藪土地改良区から事業者へ、計画に同意する旨の意見書が提出されております。

また、農地転用に係る面積が3,000平方メートル以上の農地転用許可申請につきましては、農業委員会ネットワーク機構に諮問し、その意見を聴かなければならないこととなっておりますことから、本定例総会において許可相当と決定された場合、神奈川県農業委員会ネットワーク機構に諮問することになり、ネットワーク機構の意見書を添え、県に進達することになります。

続いて2番でございます。

対象となる農地は、山際字中萩原10筆、地目は全て畑、合計面積は4,420.71平方メートルです。

受人は下川入の有限会社W、代表取締役Xさん、渡人は下川入にお住まいのYさん外4人です。

本申請は、所有権移転による車両置場及び資材置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、水道管及び下水道管が埋設された幅員4メートル以上の道路に接しており、500メートル以内に北小学校及び山際公園が存する第3種農地です。

受人は建設業を営む法人で、現在、座間市新田宿に1,680平方メートル、愛川町角田に1,316平方メートル、合計2,996平方メートルの置場を借りていますが、手狭になったため、2箇所の置場を返却し、下川入の事業所から比較的近く、管理がしやすい申請地を選定し、置場を1箇所にまとめるため、今回申請されたものです。

申請地は畑及び道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、北側に幅員約7メートルの進入路を設け、敷地内を転圧・整地の後、砕石敷きし、車両28台分の車両置場及び単管や鋼板の資材置場として利用する計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、県道65号からの進入路部分については、東側及び南側は地先境界ブロック、西側は鋼板柵を設ける計画となっております。

周囲には、高さ2メートルから3メートルの鋼板柵を新設、若しくは、メッシュフェンス及び鋼板柵を新設する計画となっております。

また、計画面積の約10パーセントの緑地帯を設ける計画となっております。

雨水につきましては、敷地内に勾配を設け、雨水トレンチ管にて油分分離柵に集め、オーバーフロー分の雨水が東側の既存下水道へ接続する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

また、本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

さらに、本案件につきましては、2,000平方メートル以上の農地転用許可申請でございますので、厚木市農業委員会事務処理申合せ事項により、10月4日及び11月4日に、役員及び地元農業委員と

事務局職員で現地確認を行っており、事業者から計画の説明を受けております。

その中で、農地に接する箇所に鋼板を設置すると日照及び通風に影響が出るとの意見が出たことから、南東側及び西側に接する農地部分についてはメッシュフェンス及び鋼板柵を設置し、日照及び通風に影響を及ぼさないように計画が変更されております。

なお、北側のブルーベリー畑については、農地所有者が来庁し、風の影響を受けないためには、高さ2メートルの鋼板でも問題ない旨の説明を受けております。

また、重機から漏れ出す油で周辺の土壌が汚染される可能性があるという意見も出たため、敷地内に勾配を設け、油を油分分離柵で分離させ、油は柵に貯め、オーバーフロー分の雨水は東側の既存下水道へ流す計画になっております。

さらに、当該地は砂利敷のため、重機から漏れ出す油が多い場合は、コンクリート舗装等を施工し、周辺農地への影響が出ないように利用する旨の説明もを受けております。

なお、進入路付近の県道に横断歩道がありますが、現在、まちづくり条例の中で調整中です。

農地転用に係る面積が3,000平方メートル以上の農地転用許可申請につきましては、本定例総会において許可相当と決定された場合、神奈川県農業委員会ネットワーク機構に諮問することになり、ネットワーク機構の意見書を添え、県に進達することになります。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

<湯舟委員>

2番について、防災拠点となる都市公園の計画地に当たっていることが1点、また、南方向へ下り勾配を持つ地域において、その北端にあたる部分が農地転用され、そのような場所に車両置場及び資材置場が設置されてしまうことが1点、そうした計画は問題ないのか。

<農地管理係主事>

都市公園の計画がある場所を開発してしまっよいかという部分につきましては、公園の都市計画決定はされておらず、神奈川県等にも確認しましたが、法令上、今回の区域に開発されることは問題なく、許可しないことはできないとのことです。

また、隣接地への被害防除措置につきましては、湯舟委員からいただいた御意見等が考慮されている開発計画になっているものと考えております。

<湯舟委員>

わかりました。

<井上委員>

2番について、重機等が置かれることになるが、重機から油分が漏れ出してしまうと、南方向へ下り勾配を持つ地域の北端でそのようなことはあってはならないと考える。

そのあたりの防除措置はどのようになっているのか。

<農地管理係主事>

被害防除措置については、多少の油分が出てしまうことも想定された計画となっております。開発区域内に勾配を設け、雨水等が一度、油分分離柵に集まるようになっております。

<井上委員>

北側の県道の方向に下り勾配をつくっているのか。全てがその方向に流れたら、豪雨時などに問題ないのか。

<農地管理係主事>

下水道総務課とも調整し、現段階での想定できうる範囲内での防除措置をしているものと聞いております。

<井上委員>

わかりました。

<山川会長>

他の場所で車両置場及び資材置場として借りていたとのことだが、どのような使用状況か、現場は確認しているのか。

<農地管理係主事>

現地には行っておりませんが、前に使用していた場所の関係資料を提出させ、航空写真で資材置場として使用していることは確認しております。

<山川会長>

以前の現場の状況を見ると、話に出た油の漏れなども含め、使用状況がわかる。

また、区域を鋼板で囲っていると、中が見えないので、何をやっているのかがわからない。そのあたりの規制についても何か措置はできないものなのか。

<農地管理係主事>

神奈川県農業委員会ネットワーク機構と現地確認した際にも、同様の意見がありました。農地の周囲については、メッシュフェンスを使用することに計画が変更となっております。

<主幹兼農地管理係長>

鋼板で囲い、ヤードの状態になっていると、中で何をやっているのかわからないという問題については、本市も含め全国的な問題になっていることは承知しております。

数年前から庁内において、資材置場等検討委員会というものを立ち上げ、庁内関係各課長級をメンバーとして、関係課で情報共有し、必要な対応をしております。

<山川会長>

わかりました。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 7、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手多数]

<議長>

挙手多数。

よって、日程 7、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

続きまして、日程 8、議案第 4 号「新規就農者の認定」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました、議案第 4 号「新規就農者の認定」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は 3 件でございます。

初めに 1 番でございます。

申請人は、緑ヶ丘 5 丁目にお住まいの Z さんでございます。

Z さんは、厚木市農業委員会新規就農者認定基準に関する要綱第 2 条第 2 項第 1 号に規定する、J A あつぎ農業塾新規就農コースの全過程修了証書が交付されております。

職場での農作業補助をしていく中で、農作業をすることにより人の成長を促し、人に対する優しさや助け合いなど、人格形成を育む必要な要素が多々あり、作付けや収穫作業への感動と喜びが実感できることから、就農を志し、J A あつぎ農業塾で技術を習得されました。

耕作予定地は、この後、議案第 5 号で御審議いただく、七沢字日向川 1 筆の一部、面積 3,547 平方メートルの内 1,000 平方メートルの農地で、通作距離が約 7 キロメートル、車で 20 分でございます。

ナス、キャベツ及びサツマイモなどの栽培を予定しております。

また、新規就農者認定申請書から、農業経営に必要な農機具等を有していることが認められ、同要綱第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる認定基準の要件全てを満たしているものです。

続いて 2 番でございます。

申請人は、旭町 5 丁目にお住まいの a さんでございます。

a さんは、厚木市農業委員会新規就農者認定基準に関する要綱第 2 条第 2 項第 1 号に規定する、J A あつぎ農業塾新規就農コースの全過程修了証書が交付されております。

2 人の子がおり、うち 1 人に障害があり、座学で学ぶことが難しく、体を動かすことによって色々なことを学んでいます。

その中で、貸農園で菜園を始め、農作物と一緒に作っている時に、楽しく作業をしながら野菜を

育てることを学ぶ子の姿を見て、これから農地を借りて農業を始めたいと考え、J Aあつぎ農業塾で技術を習得されました。

就農コースを通じて、市内農家の方々との繋がりも広がり、本市での就農を決意し、将来的には障がいのある人と一緒に働ける環境づくりなど、農福の連携を進めていきたいと考えているとのことです。

耕作予定地は、この後、議案第5号で御審議いただく、温水字長久保1筆、面積818平方メートルの農地で、通作距離が約2.5キロメートル、車で10分でございます。

ナス、ジャガイモ及びキャベツなどの栽培を予定しております。

また、新規就農者認定申請書から、農業経営に必要な農機具等を有していることが認められ、同要綱第3条第1項第1号及び第2号に掲げる認定基準の要件全てを満たしているものです。

最後に3番でございます。

申請人は、上古沢にお住まいのbさんでございます。

bさんは、厚木市農業委員会新規就農者認定基準に関する要綱第2条第2項第1号に規定する、J Aあつぎ農業塾新規就農コースの全過程修了証書が交付されております。

数年にわたるコロナ禍により、新しい生活様式を見つけていかなければならないと考えるようになっていた時期に、広報あつぎでJ Aあつぎ農業塾の募集が目にとまり、J Aあつぎ農業塾で学びたいと考え、技術を習得されました。

野菜を育てるには時間もかかりますが、育てている過程が大変興味深く、成功した時、また失敗してしまった時でも、bさんは、学びの中でとても楽しく充実した時間を過ごせたようです。また、様々な考えを持った農業塾の仲間から刺激を受けたことも、就農を決めた理由の一つだそうです。

耕作予定地は、この後、議案第5号で御審議いただく、温水字浅間山1筆外2筆、合計面積500平方メートルの農地で、通作距離が約3.7キロメートル、車で7分から10分でございます。

トマト、ブロッコリー及びニンニクなどの栽培を予定しております。

また、新規就農者認定申請書から、農業経営に必要な農機具等を有していることが認められ、同要綱第3条第1項第1号及び第2号に掲げる認定基準の要件全てを満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程7、議案第4号「新規就農者の認定」について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 8、議案第 4 号「新規就農者の認定」については、原案のとおり認定されました。  
最後に、日程 9、議案第 5 号「農用地利用集積計画の決定」についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました、議案第 5 号「農用地利用集積計画の決定」について、御説明申し上げます。

1 番から 35 番までの合計集積面積は、58,205.38 平方メートルでございます。

権利の種類別では、使用貸借権が 30 件、76 筆、52,908.38 平方メートル、賃借権が 5 件、6 筆、5,297 平方メートルです。

地目別では、田が 13 件、32 筆、30,374 平方メートル、畑が 22 件、50 筆、27,831.38 平方メートルです。

利用目的別では、水稻が 13 件、普通畑が 22 件です。

契約期間別では、3 年間が 30 件、6 年間が 5 件、また、新規設定が 16 件、更新設定が 19 件でございます。

なお、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件を満たしております。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 9、議案第 5 号「農用地利用集積計画の決定」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 9、議案第 5 号「農用地利用集積計画の決定」については、原案のとおり決定されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これもちまして、令和5年厚木市農業委員会1月定例総会を閉会いたします。

令和5年1月25日

議 長

---

議事録署名人

---

議事録署名人

---